

## 平成30年度税制改正のポイント

昨年12月22日、「平成29年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

(外部リンク) [財務省ホームページ「税制改正の概要」](#)

先月のCBCA NEWSでは、本改正のうち所得控除および基礎控除の見直しについてお伝えしました。、  
今月は、全体を通じた税制改正のポイントについてお伝えします。

(各項目の右端に、「平成30年度税制改正の大綱」における該当ページを記載しております。)

### ◆ 個人所得課税

○ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替 …大綱 P1

- ・ 給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律10万円引き上げる。

○ 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し …大綱 P1

- ・ 給与所得控除について、給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げる。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講ずる。
- ・ 公的年金等控除について、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設ける。公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げる。
- ・ 基礎控除について、合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとする。

(以上について詳しくは CBCA NEWS Vol.50「所得税の見直しについて」をご参照ください。)

### ◆ 資産課税

○ 事業承継税制の拡充 …大綱 P30

- ・ 10年間の特例として、猶予対象の株式の制限(総株式数の2/3)の撤廃、納税猶予割合の引上げ(80%から100%)、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数(最大3名)の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置を講ずる。

(解説)中小企業の経営者の若返りを促すための税制上の優遇措置も、10年間の特例として大幅に拡充されます。経営者が高齢化する一方、後継者のめどがたたない中小企業が多いことから、事業を承継した段階で本来、支払わなければならない、相続税や贈与税の納税を全額猶予し、ゼロにします。また、今の仕組みでは猶予を受けるためには、5年間は8割の雇用を維持しなければなりません、この要件も事実上撤廃します。さらに、事業を引き継いだあと業績の悪化などでやむなく廃業する場合、猶予されていた相続税や贈与税を納める必要がありますが、これを一部免除する措置も設けられます。

## ○ 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し …大綱 P33

- ・ 同族関係者が理事の過半を占めている一般社団法人について、その同族理事の1人が死亡した場合、当該法人の財産を対象に、当該法人に相続税を課税する。

(解説)一般社団法人が登記するだけで容易に設立できることに目をつけ、親が法人を設立して資産を移し、子や孫に法人の役員を継がせる方法で、相続税を免れようとするケースが目立っています。このため、一般社団法人の役員の過半数を親族が占めている場合には、法人の財産をすべて相続税の課税対象にします。

## ◆ 法人課税

## ○ 賃上げ・生産性向上のための税制 …大綱 P54

- ・ 大企業については、所得拡大促進税制を改組し、①平均給与等支給額が対前年度比3%以上増加、②国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上等の要件を満たす場合に、給与等支給増加額について税額控除ができる制度とする。
- ・ 中小企業については、平均給与等支給額が対前年度比1.5%以上増加等の要件を満たす場合に給与等支給増加額について税額控除ができる制度に改組する。

## ◆ 消費課税

## ○ 国際観光旅客税(仮称)の創設 …大綱 P77

- ・ 2019年1月7日以後の出国旅客に定額・一律(1,000円)の負担を求める新税を創設する。

(解説)観光分野の政策に充てる財源を確保するため、日本を出国する際に外国人、日本人を問わず1人当たり千円を徴収する「国際観光旅客税」が創設されます。航空機や船舶のチケットが発券される際に代金に上乗せする形で徴収されます。

## ○ たばこ税の見直し …大綱 P80

- ・ 国及び地方のたばこ税の税率を1本あたり3円引上げ。2018年10月1日より1本あたり1円ずつ3段階に分けて実施する。
- ・ 加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直す。

(解説)「加熱式たばこ」にかかる「たばこ税」については、課税のしかたを改めます。加熱式たばこは、今は葉たばこの重さを基準に税額が決められていて、葉たばこ1グラムを紙巻たばこ1本に換算して税額が出されています。しかし、加熱式たばこは紙巻たばこと比べると、使っている葉たばこの量が少ないため、税額は紙巻きたばこの14%程にしかありません。紙巻たばこの税額の差を小さくするため「重さ」だけではなく「価格」も考慮する方式に改めます。改正後は、紙巻きたばこのおよそ70~90%の税額になる見込みです。この新たな課税方法は2018年10月から5年間かけて段階的に行われます。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先